

東京医療保健大学ティーチング・アシスタントに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東京医療保健大学大学院医療保健学研究科、看護学研究科、和歌山看護学研究科及び千葉看護学研究科（以下「各研究科」という。）に在学する優秀な学生に対し、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせ、大学教育の充実及び指導者としてのトレーニングの機会提供を図るとともに、学生の処遇改善に資するため、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び業務内容)

第2条 前条の教育補助業務を行う者の名称は、ティーチング・アシスタント（以下、「TA」という。）とする。

- 2 TAは、学部学生、修士課程学生等に対する実験、実習、演習等の教育補助業務を行うものとする。
- 3 前項の定めのほか、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、TAに授業の一部を分担させることができる。

(応募資格)

第3条 TAに応募できる者は、各研究科に在学する優秀な学生とする。

(募集及び選考)

第4条 TAの募集及び選考は各研究科において行うものとする。

(業務期間等)

第5条 TAの業務期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間の範囲内とする。

- 2 TAの業務時間は、当該学生の研究指導、授業等に支障のない範囲内とする。
- 3 TAの業務時間を算定する場合には、1コマ（90分）の授業については授業の準備及び片付け等の時間として30分を加えることができることとする。

(謝金)

第6条 TAの謝金は、1時間当たり1,072円とする。なお、第2条第3項の業務に係る謝金は業務内容により別に定める。

(研修)

第7条 各研究科は、TAに対して必要な研修を行うものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、TAに関する必要事項は、各研究科において、別に定める。

附 則 この規程は、平成24年7月18日から施行する。

附 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和4年10月19日から施行し、令和4年10月1日より適用する。